

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年10月26日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

会計検査院が広島県を含む26府県と2政令指定都市についても、国土交通・農林水産両省の補助金経費の不正経理があったと指摘した問題で、広島県審査指導課は、「出張の経費が補助金の支出にふさわしいかどうか、見解の相違があると考えられる」と会計検査院の指摘を認めていないことが、平成21年10月10日付けの中国新聞で報道されています。

よって、広島県の当該見解の適否を含めて、補助事業に関する経費の経理方法の実態を確認するため、今回会計検査院から指摘を受けた「出張の経費」のみに限定せず、会計検査院から指摘された全ての項目やその内容が分かる文書（関係資料を含む。）を開示請求の対象とします。

なお、上記の会計検査院の現地検査の日程、担当検査官の氏名、担当検査官からの質問の内容と広島県側が回答した内容（上記の指摘事項のみに限定せず、全ての質問と回答を対象とする。）を記録した文書についても、併せて開示請求の対象とします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象文書を特定した上で、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月4日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 11 月 8 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求の対象としている行政文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例第 11 条第 1 項により、「不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができる」、かつ、同条例第 12 条により、「公益上特に必要があると認められる」ときに該当するにもかかわらず、開示請求の対象とした「会計検査院から指摘された全ての内容など」を不開示としたものである。
- (2) 上記の理由の根拠となるのは、報道された内容のみで判断すると、実施機関は会計検査院からの指摘を容認しておらず、「出張の経費補助金の支出にふさわしいか否かは、会計検査院と見解の相違がある。」という自らの主張のみが正義であり、かつ、その内容を公開すると「本県と会計検査院との間で、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある、又は、会計検査院が正確な事実を把握することが困難になるなどのおそれがある。」という不当な理由付けでしかない。
- (3) これらのことから、本件処分は、自らの主張に関する法的根拠の瑕疵を隠匿するために画策された不当な理由付けに基づくものでしかなく、違法な処分であることから、本件開示請求の対象とした行政文書の全ての項目

とその内容を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求と会計検査院の会計検査制度について

(1) 本件請求は、平成21年10月10日の中国新聞で、「昨年の12道府県の不正経理問題に絡み、会計検査院が他の26府県と2政令指定都市について国土交通、農林水産両省の補助事業の経費を同様に調査した結果、28府県市全てで、県予算分を含め計20数億円の不正経理が見つかったことが、9日分かった。」と報道された事案(以下「本件指摘」という。)に関するものである。

(2) また、会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行うこととされている(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条第1項)。

これに基づき、国庫補助金等については、会計検査院法第23条第1項第3号の規定により、会計検査院の検査を受け、検査報告は、決算に添付して、内閣から国会に提出され、国会の決算審査の参考に供される。

(3) 会計検査院が実施した検査の結果等を決算検査報告に掲記し、その正式な指摘事項等として公表するに当たっては、会計検査院の意思決定機関であり、会計検査院法上その身分を保障される3名の検査官により構成される検査官会議の議決を経なければならないものとされている。

これは、会計検査院の実施した検査の結果等をその正式な指摘事項等として各年度の決算検査報告に掲記し、公表することが社会的な反響を呼び、又は我が国の予算編成、各種の政策若しくは事業の実施等、多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、検査の結果等に対する審理・判断に当たっては、中立的な立場から外部の圧力・干渉等を排除して公正・慎重な審理・判断を行う必要があるためである。

そして、会計検査院では、検査の結果等に対する重層的・連続的な審理・判断過程をその内部に設けており、この周到かつ慎重な審理・判断過程に

において、その実施した検査の結果のうちどの事項を、どのような範囲において、どのような観点から、どのような態様で取りまとめ、どのような記述方法等により決算検査報告に掲記し、公表することとするかなどについて、多角的な議論を尽くすこととして、検査の結果等の公表に係る審理・判断の公正・慎重を期している。

- (4) 本件請求は、会計検査院が平成20年12月に実施した会計実地検査に関するものであり、本件請求で問題とされている不当事項は、平成21年11月11日に内閣総理大臣に手交された平成20年度決算検査報告の中に掲記され、会計検査院のホームページでも公表されており、今となつては、会計検査院から指摘された事項を誰でも知ることができる。

しかしながら、本件請求があつたのは平成20年度決算検査報告が内閣総理大臣に手交される前、すなわち、会計検査院において指摘事項及びその内容が確定する前の段階である。

2 本件請求の対象となる行政文書の特定について

- (1) 「会計検査院から指摘された内容が分かる文書」について

ア 本件請求で問題とされている事項について、本県が会計検査院から指摘を受けたのは、平成20年度決算検査報告が内閣総理大臣に手交された平成21年11月11日であるから、同年10月26日付けの本件請求の時点では、指摘そのものがまだなされていない。

したがって、本件請求を厳格に解すると、「会計検査院から指摘された内容が分かる文書」は存在しないことになる。

イ もっとも、本件請求の時点で、未確定ではあるが会計検査院が問題とした事項が記載された文書が全くないわけではない。

会計検査院は、会計検査院法第26条の規定に基づき、検査上の必要により、受検団体等に質問等を行うことができることとされており、本件指摘についても、事前に実施機関に対して意見照会を行っている。この意見照会文書（以下「本件対象文書1」という。）は、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報であつて、厳密には「会計検査院から指摘された」内容には該当しないが、この時点で会計検査

院が疑問視した事態や所見等が記載されていることから、本件請求の趣旨を柔軟に解釈し、本件請求の対象となる行政文書に該当するとした。

(2) 「会計実地検査日程表及び担当調査官名が分かる文書」について

「会計実地検査日程表及び担当調査官名が分かる文書」に該当する文書としては、会計検査院から実施機関に発出された調査官の出張通知（以下「本件対象文書2」という。）及び会計実地検査に当たり会計検査院が作成した会計実地検査日程表（以下「本件対象文書3」という。）がある。

なお、本件請求の開示請求書には「検査官」と記載されているが、会計検査院における「検査官」とは、会計検査院法第4条で定める「両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する」職であり、実際に実地検査を行う担当者は「調査官」であるので、開示請求書に記載されている「検査官」は「調査官」のことであると解釈した。

(3) 「担当調査官からの質問内容及び広島県からの回答内容が分かる文書」について

ア 「質問内容」が分かる行政文書としては、上記(1)で言及した本件対象文書1がある。この文書は、各調査官が実施した会計実地検査等の結果、不適切又は不合理ではないかなどと思われる会計経理について、事実関係や事実認識の確認、疑問点の解明等のために作成されるもので、当該会計経理の概要、疑問点、検査過程における所見とその理由等が記述されている。

イ 本件対象文書1に対しては、本県から会計検査院に対し回答文書（以下「本件対象文書4」という。）を発出しており、これが「回答内容」が分かる行政文書に該当する（以下「本件対象文書1」、「本件対象文書2」、「本件対象文書3」及び「本件対象文書4」を総称して「本件対象文書」という。）。

3 本件処分を行った理由

(1) 基本的な考え方

条例第10条では、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を

除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することとされているが、本件処分は、本件請求の対象となる行政文書が条例第10条第5号及び第6号に該当するため、全体として不開示としたものである。

条例第10条第5号は、県の機関、国等の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるものを不開示としている。審議、検討、協議、調査研究等に関する情報について、公益性の観点から検討途中段階の情報を開示することによる利益を考慮しても、開示することによって生じる支障が放置できない程度のものであるときは、当該情報が記録されている行政文書は不開示とすることを定めたものである。

一方、条例第10条第6号は、県の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示としており、同号イにおいて、「監査、検査（中略）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が例示されている。

(2) 本件対象文書1について

ア 条例第10条第5号該当性

(ア) 本件対象文書1は、会計検査院が、検査過程又は審理・判断過程において、会計検査院法第26条の規定により、受検団体である実施機関に対して発遣した文書であり、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載したものである。この質問文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、会計検査院は受検庁と継続的に討議を行っている。

(イ) 会計検査院では、その実施した検査の結果等を公表するに当たっては、会計検査院内部での周到かつ慎重な審理・判断過程を経て、会計

検査院の意思決定機関である検査官会議における最終的な議決を経ることとしているところ、検査上の必要により、本件対象文書1を発出して受検団体から意見を聞き、これに対する回答を踏まえて、会計検査院内部において、当該事実関係の存否、検査結果の報告における掲記の要否、記載内容を慎重に審議、検討するのであるから、本件対象文書1が「県の機関並びに国の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報」に該当することは明らかである。

- (ウ) 次に、一般に、会計検査院と受検団体は、決算検査報告に掲記され公表されることは別として、相互に信頼し、検査過程又は審理・判断過程における所見等が外部に明らかにされることは、現在もまた将来においても無いとの前提で検査を実施し、また受検しているものである。

本件対象文書1は、その内容の不公表を前提に行われた検査の結果等をめぐる会計検査院と受検団体との意見交換ないし討議の内容等に関する情報であって、これが事後的にでも受検団体によって公にされるとなると、会計検査院と受検団体との間の信頼・協力関係が損なわれ、検査過程における会計検査院と受検団体との間の「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」が生じる。

- (エ) 一方、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な情報が公にされた場合、会計検査院の周到かつ慎重な審理・判断過程の手続的意義を損ね、また、外部の圧力・干渉等を招来して、現在又は将来の検査過程又は審理・判断過程における厳正かつ円滑な検査の実施及び公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすことにより、検査過程又は審理・判断過程における会計検査院内部の「率直な意見の交換」又は「意思決定の中立性」が「不当に損なわれるおそれ」が生じる。

- (オ) さらに、こうした検査過程又は審理・判断過程における情報が公にされた場合には、当該未成熟な検査の結果等に関する情報が会計検査院の最終的・確定的な検査の結果であるかのように県民一般に受け取られ、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」が生じ、また、受検団体に「不当に」「不利益を及ぼすおそれ」が生じる。

イ 条例第10条第6号該当性

- (ア) 本件対象文書1の情報は、会計検査院の検査過程又は審理・判断過程で作成された行政文書に記録された検査の結果等に関する情報であるから、国が行う事務に関する情報であり、また、本件対象文書1に記載された事項は受検団体の事務又は事業に関する情報である。
- (イ) 上記アのとおり、会計検査院及び受検団体は、検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する情報が外部に明らかにされないことを前提に、検査を実施し、又は受検しているにもかかわらず、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な情報が受検団体によって公にされるとなると、両者の信頼関係や協力関係が損なわれ、また、未成熟な所見等が公にされると、会計検査院に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどのおそれがある。こうした事態は、「検査」に係る「事務」に関し、会計検査院による「正確な事実の把握を困難にするおそれ」にも該当するものである。
- (ロ) また、本件対象文書1には、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、方法等の検査上の秘密に属する情報が含まれているため、これらの情報が公にされることにより、今後、受検団体による「違法若しくは不当な行為を容易にし」又は会計検査院による「その発見を困難にするおそれ」が生じる。
- (ハ) さらに、会計検査院での未成熟な情報が公にされると、外部からの圧力・干渉等を招来し、また、無用の心理的な圧迫を受けるなどして、会計検査院の意思決定機関である検査官会議をはじめとする会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の確保にも支障を及ぼし、もって、会計検査院における検査事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じる。
- (ニ) 加えて、会計検査院での未成熟な情報が公にされると、受検団体にとっても、外部からの圧力・干渉等を招来し、また、無用の心理的圧迫を受けるなどして、円滑かつ効率的な受検の実施が妨げられることが想定される。このため、受検団体にとっても、受検に係る事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることになる。

(カ) また、本件対象文書1の1枚目には、現検査年次における実地検査の実施状況等に関する情報が記録されている。会計検査院の実施する検査というものは、特定の検査箇所に対する1回の実地検査の実施により完結し、直ちにその結果が公表されるような性格のものではなく、当該検査年次（又は翌検査年次）において多数の検査箇所に対する実地検査等を行うなどし、その結果等について十分な検証等を行った上で、検査報告事項案等を作成し、これを所定の周到かつ慎重な審理・判断過程に供することが予定されているものである。

したがって、本件対象文書1の1枚目が公にされれば、現に検査を実施中の検査過程に対する外部の圧力・干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、もって国（会計検査院）が行う検査に係る事務に関し、会計検査院による「正確な事実の把握を困難にするおそれ」又は「違法若しくは不当な行為を容易にし」若しくは会計検査院による「その発見を困難にするおそれ」が生じる。また、そのような事態が生じれば、会計検査院における事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることになる。

ウ 会計検査院における取扱い

以上のような支障を考慮し、本件対象文書1の送付文の上部には「秘」と記載されており、会計検査院において、当時、秘文書として扱われていたものである。現在は、文書管理に関する内規が改正され、秘文書として取り扱わないこととなったが、引き続き、公表しないこととされている情報が記録されている文書として取り扱われている。

会計検査院では、「情報公開請求に対する審査基準」（平成18年3月29日会計検査院長決定。以下「審査基準」という。）を定め、ホームページでも公表しているが、この中でも、「照会文書又はこれに対する回答文書に記録された検査の結果等（具体的な検査事項、検査の内容、検査の結果、所見等）に関する情報」を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第6号に該当する不開示情報で、同条第5号にも該当するものの具体例として定めている。なお、情報公開法第5条第5号及び第6号と、条例第10条第

5号及び第6号とは、同じ趣旨の規定である。

会計検査院においては、審査基準に基づき、会計検査院の正式な指摘事項ないし検査結果として決算検査報告に掲記し、外部に公表することが検査官会議で最終的に議決されたもの以外の検査結果については、事後的にも公表しない取扱いをし、また、最終的な会計検査院の見解として公表されるまでの審理過程についても、同様に、会計検査院の意思形成過程における資料として公表しない取扱いをしており、こうした取扱いは、いくつもの裁判例で支持されているところである。

(3) 本件対象文書2及び本件対象文書3について

ア 会計検査院の実施する検査の実務は個々の検査事項の担当調査官等により行われるものであり、また、その検査の主な実施方法は、特定の検査箇所に出張官を派遣して行う会計実地検査である。

本件対象文書2は、会計実地検査の実施に当たり、職員の出張を命じた旨の受検団体宛での通知であり、当該受検団体に会計実地検査に入る旨、出張を命じられた調査官の職・氏名、検査期間等が記載されている。また、本件対象文書3は会計実地検査の日程表であり、調査官ごと、実地検査日ごとの行程（検査箇所）が記載されている。

したがって、本件対象文書2により、誰を構成員とする当該会計実地検査の体制が組まれたかを、本件対象文書3により、そのうちどの調査官が、いつ、どこの検査箇所を担当したかを明確に知ることができる。

イ 上記のとおり、本件対象文書2及び本件対象文書3には、現検査年次における実地検査の実施状況等に関する情報が記録されており、これらの文書が公にされれば、会計検査院による「正確な事実の把握を困難にするおそれ」又は「違法若しくは不当な行為を容易にし」若しくは会計検査院による「その発見を困難にするおそれ」や、会計検査院における事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」といった、上記(2)イ(カ)に掲げる支障が生じる。

また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定できることとなるため、これらの文書が公にされれば、担当調査官等に対し、外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等

が直接行われることが考えられ、その場合、当該担当調査官等はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般又は調査官一般を萎縮させ、会計検査院が調査官を通じて正確な事実を把握し、又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、会計検査院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件対象文書2及び本件対象文書3を公にすることにより、国(会計検査院)が行う検査に係る事務に関し、会計検査院による「正確な事実の把握を困難にするおそれ」又は「違法若しくは不当な行為を容易にし」若しくは会計検査院による「その発見を困難にするおそれ」が生じる。また、そのような事態が生じれば、会計検査院における事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることになる。

エ なお、本件対象文書2及び本件対象文書3を不開示とする理由としては、条例第10条第6号該当性をもって足りると考えるが、念のため、これらの文書に記載された情報は、同条第2号にも該当することを付記しておく。

すなわち、本件対象文書2及び本件対象文書3に記載された検査担当者の職・氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報である。一般に、公務員の氏名は条例第10条第2号ただし書イによる公表情報とされ、また、出張に係る情報は、同号ただし書ハの職務遂行情報ではあるが、これらの情報が公にされれば、上記のとおり、当該検査担当者個人に対し、直接外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来することが考えられ、このような事態は、「個人の権利利益を害するおそれ」にも該当するものである。したがって、条例第10条第2号の観点からも不開示とされるべきである。

(4) 本件対象文書4について

ア 条例第10条第5号該当性

(7) 本件対象文書4は、会計検査院が検査過程又は審理・判断過程において行った照会(本件対象文書1)に対する実施機関の回答文書であるから、「県の機関並びに国(中略)の内部又は相互間における審議、

検討，協議，調査研究等に関する情報」に該当する。

- (イ) 本件対象文書4は，本件対象文書1の内容を踏まえて作成した回答であるから，本件対象文書4の記載内容により，本件対象文書1に記載された会計検査院の検査過程又は審理・判断過程における検査の結果，所見等をうかがい知ることができる。

このため，本件対象文書4を公にすることにより，本件対象文書1を公にする場合と同様の支障，すなわち，「率直な意見の交換」ないし「意思決定の中立性」が「不当に損なわれるおそれ」，「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」など，上記(2)ア(ウ)から(オ)までに掲げる支障が生じる。

- (ウ) 一方，会計検査院の所見に対する受検団体の回答内容が公にされるとなると，回答内容の当否を巡って外部からの批判等が想定されることから，それを危惧して受検団体が反論等を躊躇し，回答内容が形骸化することにより，「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」がある。

イ 条例第10条第6号該当性

- (ア) 本件対象文書4は，本件対象文書1に対して本県が会計検査院に行った回答であるから，「県の機関」が行う「事務又は事業に関する情報」である。また，上記ア(イ)のとおり，本件対象文書4の記載内容により，本件対象文書1に記載された，会計検査院の検査過程又は審理・判断過程における検査の結果，所見等をうかがい知ることができるため，国の機関である会計検査院の「事務に関する情報」でもある。

- (イ) また，本件対象文書4の記載内容により本件対象文書1に記載された検査の結果等の内容が推察されることになるため，本件対象文書4を公にすることにより，本件対象文書1を公にする場合と同様の支障，すなわち，会計検査院の事務に関し，「正確な事実の把握を困難にするおそれ」や「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」など，上記(2)イ(イ)から(カ)までに掲げる支障が生じることになる。

- (ウ) 一方，上記ア(ウ)のとおり，本件対象文書4を公にすることにより，

会計検査院への回答内容の当否を巡って外部からの批判等が想定されることから、それを危惧して、将来にわたって受検団体からの回答内容が形骸化することが考えられる。そうすると、受検団体と会計検査院との間で十分な意見交換が行われなくなり、受検団体の受検に係る事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じる。

(5) 結論

上記のとおり、本件対象文書1及び本件対象文書4は条例第10条第5号及び第6号に該当し、また、本件対象文書2及び本件対象文書3は同条第2号及び第6号に該当する。

したがって、いずれの行政文書も不開示とすることが妥当であると判断し、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部を条例第10条第2号、第5号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件対象文書1及び本件対象文書4

ア 本件対象文書1は、会計検査院が、検査過程又は審理・判断過程において、会計検査院法第26条の規定により、実施機関に対して発遣した文書であり、本件対象文書4は、本件対象文書1に対する実施機関の回答文書である。

実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書4について、条例第10条第5号及び第6号に該当するとして、その全部を不開示としている。

イ 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示

とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関によると、一般に、会計検査院と受検団体は、決算検査報告に掲記され、公表されることは別として、相互に信頼し、検査過程又は審理・判断過程における所見等が外部に明らかにされることは、現在もまた将来においてもないとの前提で検査を実施し、また受検しているものであるとのことであった。

そのような状況の中、これらの情報が受検団体によって公にされるとなると、両者の信頼関係が損なわれ、会計検査院による正確な事実の把握を困難にするという実質的な支障を及ぼす具体的な蓋然性が認められる。

また、会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する憲法上の機関であるため、独立性を強く保証し、特に中立的で公正な判断ができるようにすることが求められているところ、これらの情報が公にされることにより、外部からの圧力・干渉等を招来し、また、無用の心理的な圧迫を受けるなど、会計検査院の意思決定機関である検査官会議をはじめとする会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどして、その独立性が脅かされ、検査事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす具体的な蓋然性が認められる。

また、本件対象文書1には、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、方法等の検査上の秘密に属する情報が含まれており、これらの情報が公にされることにより、今後、受検団体による違法若しくは不当な行為を容易にし、又は会計検査院によるその発見を困難にするという実質的な支障を及ぼす具体的な蓋然性が認められる。

なお、会計検査院においても、審査基準に、照会文書又はこれに対す

る回答文書に記録された検査の結果等（具体的な検査事項、検査の内容、検査の結果、所見等）に関する情報については、情報公開法第5条第6号に該当する不開示情報であると明記され、公表しない取扱いをしている。

したがって、本件対象文書1及び本件対象文書4は、条例第10条第6号に該当することから、同条第5号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 部分開示の可否について

条例第11条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならないと定めている。

本件対象文書1及び本件対象文書4のうち、鑑文の文書番号、発信日付、受信者名、発信者名、公印などは、不開示情報と容易に分離することができる情報と認められるものの、異議申立人は、本件請求において、会計検査院から指摘された全ての項目やその内容が分かる文書の開示を求めており、これらの情報を開示したとしても、具体的な指摘の項目や内容を何ら確認することはできず、本件請求の趣旨を満たすものとは認められないことから、実施機関が本件対象文書1及び本件対象文書4の全部について不開示としたことは妥当である。

(2) 本件対象文書2及び本件対象文書3

ア 本件対象文書2は、会計実地検査の実施に当たり、職員の出張を命じた旨の受検団体宛での通知であり、本件対象文書3は、会計実地検査の日程表である。

実施機関は、本件対象文書2及び本件対象文書3について、条例第10条第2号及び第6号に該当するとして、その全部を不開示としている。

イ 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

本件対象文書2には、実施機関に会計実地検査に入る旨、出張を命じられた調査官（出張官）の所属・氏名、検査期間等が、本件対象文書3

には、調査官ごと、実施検査日ごとの行程が記載されており、本件対象文書2により、誰を構成員とする当該会計実地検査の体制が組まれたかを、本件対象文書3により、そのうちどの調査官が、いつ、どこの検査箇所を担当したかを明確に知ることができる。

そうすると、これらの行政文書が公にされれば、特定の検査箇所に対する実地検査の調査官（出張官）を特定できることとなるため、担当調査官等に対し、外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われることが考えられ、その場合、当該検査の担当調査官等はもちろん、現在又は将来の検査過程における調査官らを萎縮させ、会計検査院が調査官を通じて正確な事実を把握し、又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、会計検査院による厳正かつ効果的な検査の実施に実質的な支障を及ぼす具体的な蓋然性が認められる。

なお、会計検査院においても、審査基準に、現検査年次における実地検査の実施状況等や特定の検査箇所に対する実地検査の出張官（過去の検査年次に実施された実地検査の主任官を除く。）については、情報公開法第5条第6号に該当する不開示情報であると明記され、公表しない取扱いをしている。

したがって、本件対象文書2及び本件対象文書3は、条例第10条第6号に該当することから、同条第2号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 部分開示の可否について

本件対象文書2及び本件対象文書3のうち、收受印、文書番号、発信日付、受信者名、発信者名、公印などは、不開示情報と容易に分離することができる情報と認められるものの、異議申立人は、本件請求において、「実地検査の日程、担当検査官の氏名」を記録した文書の開示を求めており、これらの情報を開示したとしても、具体的な日程や担当調査官の氏名を何ら確認することはできず、本件請求の趣旨を満たすものとは認められないことから、実施機関が本件対象文書2及び本件対象文書3の全部について不開示としたことは妥当である。

2 条例第12条の適用について

条例第12条は、条例第10条により不開示とされている情報であっても、個々の事例における事情によっては、開示することの利益が開示とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により開示することができることを定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第2号ただし書口の規定等による人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいう。

条例第12条による開示は、実施機関による高度な行政判断により裁量的に行われるものであるところ、本件処分時において、本件対象文書の不開示部分を開示しなければならないほどの明らかな事情は認められず、実施機関が同条による開示の判断をしなかったことに、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年11月25日	・ 諮問を受けた。
平成30年11月 5 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 4 年 2 月15日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 4 年 2 月24日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 4 年 8 月30日 (令和 4 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年 9 月30日 (令和 4 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 4 年10月27日 (令和 4 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授